

消 防 計 画

平成30年 4月 1日

第 1 条(目的)

児童福祉施設最低基準に基づき、非常災害時における児童を安全な場所に誘導、避難させて、その生命身体を保護すると共に初期防災に完璧を期する。

なお、必要に応じ、細部にわたる事項は防災本部長の指示による。

- (1) 防火対象物名 多機能事業所くるみ園 くるみ園指定相談支援事業所
 放課後デイサービスみらい 事業所内保育所きらきらキッズ
- (2) 防火対象物の用途 社会福祉施設
- (3) 防火管理者名 吉井 義貴

第 2 条(消防計画の適用範囲)

この消防計画は、多機能事業所くるみ園、放課後等デイサービスみらい、事業所内保育所きららキッズに勤務し出入りするすべての者に適用する。

第 3 条(運営の概要)

- (1) 児童を安全に避難させて、その安全を図る。(別紙1 自衛消防組織の編成と任務)
- (2) 重要物品、書類は「非常持ち出し」と朱書明示する。
- (3) 職員は、防災設備器具の位置・使用法を確認する。
- (4) 火元責任者は、用具の点検を行い、遺漏なきを期する。(別紙2)
- (5) 消火器具、水道栓、防火用水の位置図を作る。(別紙2)
- (6) 職員の非常招集連絡表、別表を作る。(別紙3)
- (7) 予防管理組織編成表、別表を作る。(別紙5)
- (8) 年 12 回避難訓練を行う。
- (9) 夜間は無人となる為、防火管理者が退勤時に火気取扱い場所の点検を実施する。

第4条(防火管理者の権限及び業務範囲)

防火管理者は、この計画についての一切の権限を有し、次の業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の検討及び変更
- (2) 消火、通報、避難及び避難誘導の訓練の実施(別紙4)
- (3) 建築物、火気使用設備器具、危険物施設等の点検、検査の実施及び監督
- (4) 消防用設備等の点検、整備の実施及び監督
- (5) 火気の使用又は、取り扱いに関する指揮監督

- (6) 収容人員の管理
- (7) 園児の安全・確認・確保
- (8) 管理権限者に対する助言および報告、その他防火管理上必要な業務

第5条(消防機関への報告、連絡)

防火管理者は次の業務について、消防機関への報告、届出及び連絡を行うものとする。

- (1) 消防計画の提出(改正の都度)
- (2) 建築物及び諸施設物の設置又は変更の事前連絡並びに法令に基づく諸手続
- (3) 増改築、修繕、模様替え等を行うときの事前連絡
- (4) 消防用設備等の点検結果の報告

年2回点検結果を維持台帳に記録し、年2回、4月と10月の点検結果を消防機関へ報告する。

点検委託業者は、次のとおりとする。

委託先 上田消防設備設株式会社

第6条(火元責任者の業務)

火元責任者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 担当区域内の火気管理
- (2) 担当区域内の諸設備器具の維持管理
- (3) 地震時における火気使用器具の使用停止及び安全措置
- (4) 防火担当責任者の補佐

第7条(火気等の使用制限)

防火管理者は、次の事項について指定又は制限するものとする。

- (1) 火気使用設備器具等の使用禁止場所及び使用場所の指定
- (2) 工事中の火気使用の制限及び立会
- (3) 火災警報発令中等の火気使用禁止又は制限

第8条(火気使用の遵守事項)

火気等を使用する者は、次の事項を遵守しなければならないものとする。

- (1) 避難の妨害となる設備を設け又は物品を置かないこと。
- (2) 火気使用設備器具を使用するときは使用前に必ず器具の点検を行なうとともに可燃物の周囲では使用しないこと。
- (3) 火気使用設備器具の使用後は、必ず点検し安全を確認すること。

第9条(施設に対する遵守事項)

避難施設及び防火施設の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守しなければならないものとする。

避難口、廊下、階段、避難通路その他避難のために使用する避難施設

- (1) 避難の妨害となる設備を設け又は物品を置かないこと。

- (2)床面は避難に際し、つまずき、すべり等を生じないように維持すること。
- (3)避難口等に設ける戸は、容易に施錠し開放できるものとし、開放した場合廊下、階段等の幅員を有効に保持できるものとする。

第10条(自衛消防隊の設置)

くるみ園、みらい、きらきらキッズの自衛消防組織として権限者を自衛消防隊長とし、次のことより自衛消防隊を設置して、編成表は(別紙 1)のとおり指定する。

第11条(自衛消防隊長等の権限及び任務)

- (1)隊長は、自衛消防隊が活動を行なう場合、指揮、命令を行なうとともに消防隊との連携を密にし、円滑な自衛消防活動ができるように努めなければならない。
- (2)副隊長は、隊長を補佐し、隊長が不在の場合はその任務を代行するものとする。
- (3)災害発生時においては、収集した情報を消防機関へ報告する。

第12条(夜間、休日における活動体制)

火災が発生した場合は、消防機関へ通報するとともに非常連絡網(別紙 3)により関係機関者への連絡を行う。

第13条(震災予防措置)

防火管理者及び火元責任者は、地震による災害の発生を予防するため、日頃から建物及び各種施設器具の点検、検査を行うものとする。

第14条(地震時の活動)

地震時の活動は、次の事項について行うものとする。

- (1)防火管理者及び火元責任者による火気使用設備器具等の使用停止を行う。
- (2)火災が発生した場合は、全力をあげて消火にあたる。
- (3)館内放送設備及び電話等の試験を行う。

第15条(不審者対策要領)

- (1)危険箇所、遊具等を毎月1回総点検日として巡回点検を行い、早期に異常を発見の上、補修等に徹すること。
- (2)交通安全に関する事項は、特に意を用い道路交通法に示すルールを遵守して交通教育に徹すると共に、訓練を行うこと。
- (3)非常通報装置を設置し、不審者等が進入した際などの場面で、所轄の警察署に通報する。

非常通報装置の確認、定期的な点検を行う事。また、警察署の立会のもとで、不審者に対する対応の仕方を学ぶ訓練を年1回行うこと。

第16条(訓練計画)

災害避難訓練及び不審者対策訓練年間計画は次のとおりとする。

年間訓練計画

月	種類	出火場所・発生場所	訓練種別	備考
4	火災	くるみ園調理室から出火	避難訓練、初期消火訓練 通報訓練	
5	地震火災	地震後みらい調理室から出火	避難訓練、初期消火訓練 通報訓練、救命救急講座	
6	火災	くるみ園調理室から出火	避難訓練、初期消火訓練 通報訓練、救命救急講座	
6	水害	権現川氾濫	避難訓練	
7	地震火災	地震後くるみ園職員室から出火	避難訓練、初期消火訓練 通報訓練	
8	火災	みらい・きらきらキッズ職員室から 出火(午睡時の避難)	避難訓練、初期消火訓練 通報訓練	
9	地震火災	地震後くるみ園調理室から出火	避難訓練、初期消火訓練 通報訓練	
10	不審者 対策	くるみ園正面からの不審者侵入	園児避難誘導及び侵入 者の追放訓練	西署立会
10	火災	くるみ園調理室から出火 (夕方合同保育時の避難)	避難訓練、初期消火訓練 通報訓練	
11	地震火災	地震後みらい調理室から出火	避難訓練、初期消火訓練 通報訓練、 福角会総合防災訓練	法人 総合防災訓練
12	火災	くるみ園調理室及び職員室から 出火	避難訓練、初期消火訓練 通報訓練 総合防災訓練	福角保育園 合同 消防署立会
1	地震火災	地震後みらい調理室から出火	避難訓練、初期消火訓練 通報訓練	
2	火災	くるみ園職員室から出火	避難訓練、初期消火訓練 通報訓練	
3	地震火災	地震後くるみ園調理室・みらい調 理室から同時出火	避難訓練、初期消火訓練 通報訓練 総合防災訓練※	総合防災訓練 予備日※

※12月の総合防災訓練が雨天中止の場合は3月に実施

第17条(防災教育)

防火管理者は主として次の防災教育を行う

- (1) 消防計画の周知徹底
- (2) 火災予防における遵守事項の周知徹底
- (3) 防災管理に対する各職員の任務・責任の周知徹底
- (4) 震災対策に関する事項
- (5) その他、火災予防上必要な事項

自衛消防組織編成表

防火隊長管理者	副隊長防火管理者	通報訓練	江戸卓郎、寺町昌二、吉井義貴
		避難誘導	<p>【くるみ園】</p> <p>江戸卓郎 池田まどか 武田由香里 水島夏実 二神迪代 井上明子 渡部幸司 西岡夏海 上甲まどか 白石光 市川優希 二宮侑紀 鳥井杏奈 森マミ 水岩久美</p> <p>①全園児統率 江戸卓郎 ②人員点呼 江戸卓郎 ③残児有無点検 池田まどか ④園児誘導 全職員</p> <p>【みらい】</p> <p>寺町昌二 黒田仁 飯尾治恵 山西彩瑛 山田さつき 本田正廣</p> <p>①全園児統率 寺町昌二 ②人員点呼 寺町昌二 ③残児有無点検 黒田 仁 ④園児誘導 全職員</p> <p>【きらきらキッズ】</p> <p>吉井義貴 矢野恵理子 岡崎望 松本八代生 松田加代 矢野香菜 亀井梢 大堀志保 勝間芳樹</p> <p>①全園児統率 吉井義貴 ②人員点呼 吉井義貴 ③残児有無点検 矢野恵理子 ④園児誘導 全職員</p> <p>【くるみ園指定相談支援事業所】</p> <p>西村奈緒</p>
芳野道子	吉井義貴	消火	<p>【くるみ園】 渡部幸司 西岡夏海 永井恒夫 八木建二 【みらい】 芳野定義 乗松明男 榎原哲哉 【きらきらキッズ】 勝間芳樹</p>
		非常持ち出し	<p>【くるみ園】 森 マミ 水岩久美 山田まき 【みらい】 飯尾治恵 【きらきらキッズ】 岡崎望</p>
		地域連絡調整	【みらい】 寺町昌二
		救護	<p>【くるみ園】 上甲まどか 【きらきらキッズ】 矢野香菜</p>

(1)災害発生時には、公設消防隊へ正確な情報を提供すると共に公設消防隊の活動の支障にならないようにすること。

別紙 2

平成(30)年度

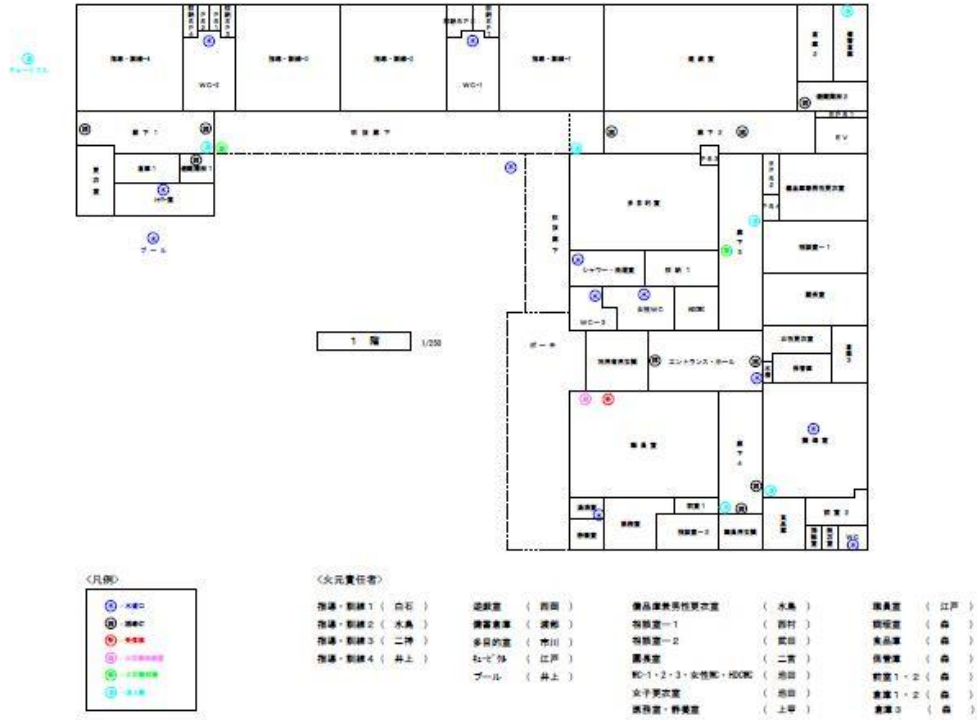
○消火用具・消防設備配置図

○非常通報装置配置図

○火元責任者について

(別紙2)

社会福祉法人 福角会
多機能型事業所 くるみ園
くるみ園 指定相談支援事業所



平成(30)年度

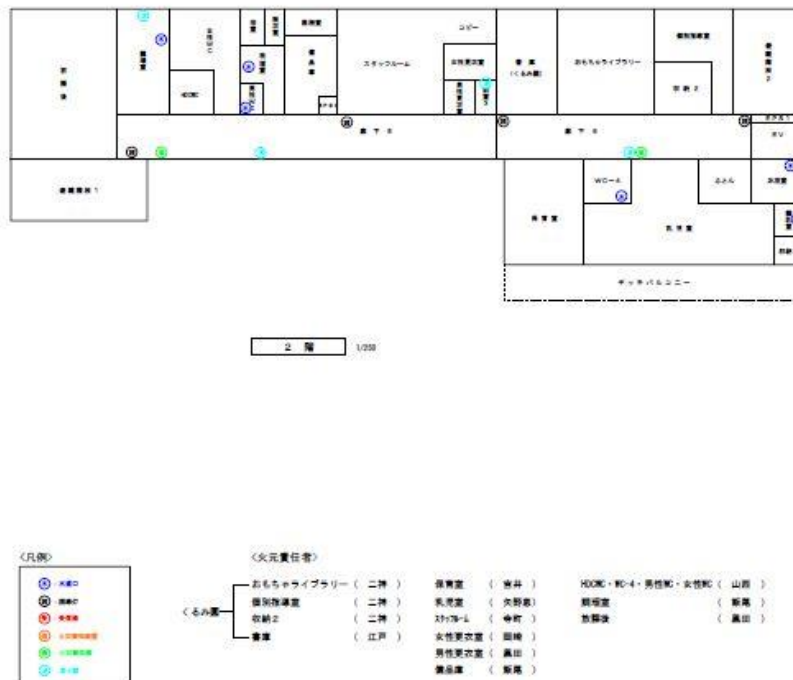
○消火用具・消防設備配置図

○非常通報装置配置図

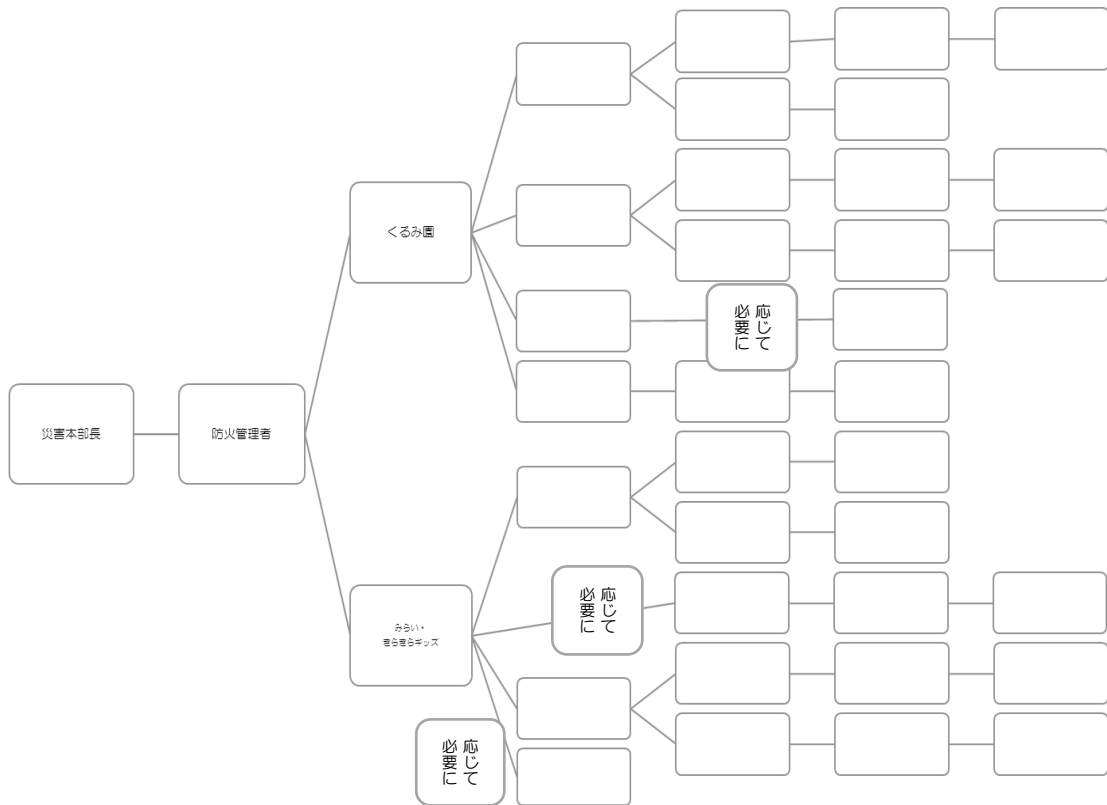
○火元責任者について

(別紙2)

社会福祉法人 福角会
放課後サービス みらい
きらきらキッズ



(別紙3) 平成30年度 職員非常招集連絡表



1. 休日及び夜間、職員の非常招集の必要な場合はこの連絡表により非常招集をおこなう。
2. 職員は非常招集を受けた時は、最も早い方法により登園をする。
3. 登園後は直ちに本部長の指示を受けて防災に従事すること。

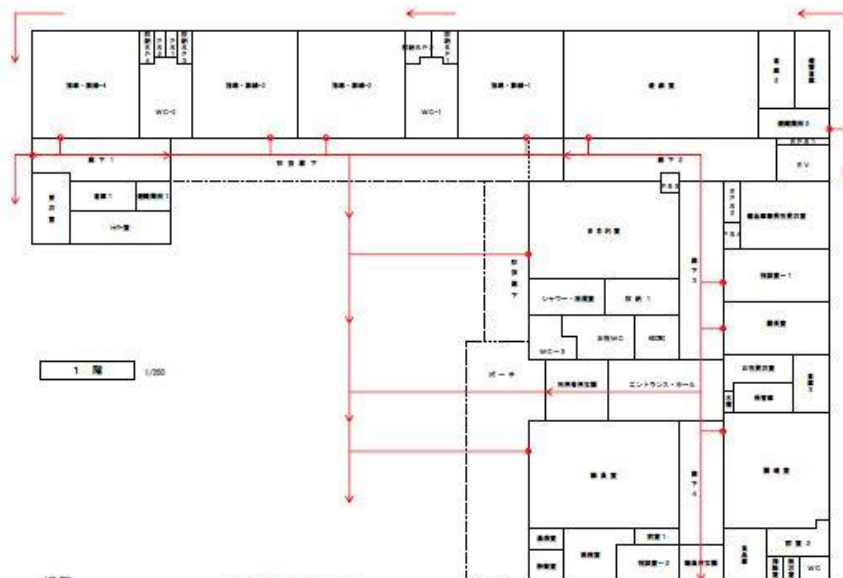
別紙4

平成（ 30 ）年度

○避難経路 <出火場所と避難誘導場所>

(別紙4)

社会福祉法人 福角会
多機能型事業所 くるみ園
くるみ園 指定相談支援事業所



<凡例>
→ : 避難経路を示す

◎避難誘導について

- 第1避難場所 → ラーチェェ駐車場
- 第2避難場所 → 福角保育園
- 第3避難場所 → 外庭前駐車場

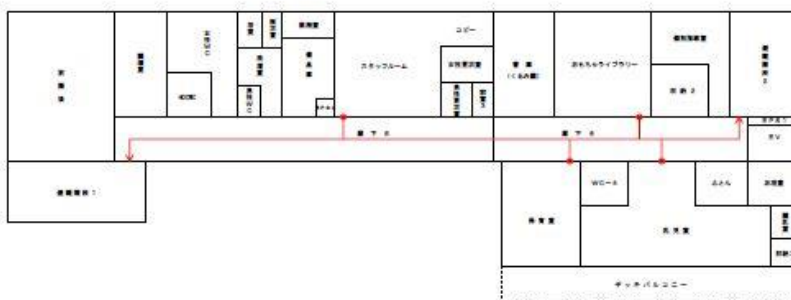
- 火災時、消防車両が順次進入してくる為、第1避難場所にて点呼後は、第2・3避難場所へと移動する。
- 火災状況によっては第4避難場所を想定し、福角会各事業所の協力を得ながら、松山福祉園までの避難も想定する。

平成（ 30 ）年度

○避難経路 <出火場所と避難誘導場所>

(別紙4)

社会福祉法人 福角会
放課後デイサービス みらい
きらきらキッズ



2 階 (1/250)

<凡例>
→ : 避難経路を示す

別紙5

予防管理組織編成

別紙5 防火管理者任務分担表

防火管理者	吉井 義貴
階数	火元責任者
1	江戸 卓郎
2	寺町 昌二

- (1) 火元責任者は、点検の結果を防火管理者に報告するものとする。
- (2) 火元責任者は、不備な点について改修するとともに防火管理者へ報告するものとする。